

東京都水道事業運営戦略検討会議 長期財政収支の見通し検討部会（第1回）

日時 令和元年10月1日（火） 10:30～11:30

場所 東京都庁第二本庁舎 21階 21A会議室

## 1 開会

（米澤経営改革推進担当課長） では定刻となりましたので、ただいまから第1回東京都水道事業運営戦略検討会議長期財政収支の見通し検討部会を開催させていただきます。

本日の会議は、設置要綱によりまして公開で進めさせていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます経営改革推進担当課長の米澤です。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず開会に先立ちまして、理事の岡安から御挨拶申し上げます。

（岡安理事） 理事の岡安でございます。今日はお忙しい中、本当にこの会議にお越しいただき、どうもありがとうございました。着席にて失礼いたします。

当運営戦略検討会議では、これまで持続可能な水道事業の運営方針の取りまとめに向けて、長期財政収支の見通しも含めまして、当局の様々な取組、課題などについて御議論をいただいてきたところであります。一方、昨年12月の改正水道法の成立、新たな都の人口推計の公表など、当局事業を取り巻く環境が変化してきておりまして、将来の更新需要の増加や給水収益の減少を踏まえた収支の見通しの重要性が高まっております。この検討部会では、こうした国や都の動向なども踏まえまして、委員の先生方の専門的な見地から、改めて長期財政収支の見通しを作成する目的、数値目標、前提条件の妥当性などにつきまして様々な観点から御検討をいただきますとともに、御意見、御助言をいただければと思っております。

本日は、短い時間ではありますけれども、ぜひ活発な御議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（米澤経営改革推進担当課長） 次に、会議資料について御説明をさせていただきます。

本日はタブレット端末で進めていきたいと考えてございます。資料は、次第、名簿、座席表、会議資料、参考資料の順に一続きとなっております。ページ数についてはスライド全体のページ数で御説明させていただきます。

次に、本日の出席者でございますが、佐藤委員が御都合により欠席でございます。

続きまして、議題でございます。本日は「長期財政収支の見通しを作成する目的」「目標設定に活用する経営指標」「作成に当たっての前提条件」、以上の3つの議題について

て御議論いただきたいと考えてございます。

本日の会議の進行についてですが、事前に各委員に資料の説明を行ってございますので、事務局から全体を通しての説明は割愛させていただきます。また、本日の議事の進行は事務局が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 2 議事

(米澤経営改革推進担当課長) それでは、ただいま御説明しました 3 つの議題につきまして順次進めさせていただきます。

議題の 1 つ目、「長期財政収支の見通しを作成する目的」でございます。まず当局から資料を説明させていただきます。資料はスライドの 6 ページから 11 ページまででございます。

(平賀主計課長) では、説明を私からさせていただきます。

6 ページを御覧ください。「長期財政収支の見通しを作成する目的」ということで、まず検討の趣旨でございます。長期財政収支の見通しにつきましては、昨年の 10 月、第 5 回の運営戦略検討会議で御議論いただきまして、その際、当局からは、都の人口推計にあわせ、2060 年まで水道需要、施設整備、財政収支を推計し、長期の財政収支見通しとしてまとめて、その内容について委員の皆様から御意見や御助言をいただいたところでございます。一方で、昨年の 12 月には水道法が改正され、本年の 4 月には都の新たな人口推計が公表されてございます。こうしたことを踏まえまして改めて長期財政収支の見通しを作成することといたしまして、その内容を詳細に検討していただくためにこの検討部会を設置させていただきました。まず長期財政収支の見通しの作成の目的について御議論をいただきたいと考えてございます。

7 ページをお開きください。まず状況の変化ということで国の動向等でございます。下の方の 2 つ目ぐらいからでございますけれども、今回の改正水道法においては、「省令に定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならない」と規定されてございます。これを受けまして、施行規則では、「収支の見通しは、30 年以上の合理的な算定期間を定めて試算することとし、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに」ということで、8 ページに移りますけれども、「施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化等を考慮して更新需要を算出するものとする。その上で、この試算に基づき、10 年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない」と規定されてございます。

また一方で、水道の基盤を強化するための基本方針においては、下の方でございますけ

れども、「長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、おおむね三年から五年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと」とされてございます。

次の9ページを御覧ください。都の動向等でございます。本年4月に都は2060年までの東京の人口・世帯数の予測として人口推計を公表いたしました。この推計ではピーク時から約16%減少する見込みになってございます。あわせまして都では新たな長期計画を策定することとしてございます。今、課題の整理を行いまして公表しているところでございますけれども、10ページになりますが、水道についてもそれぞれ課題整理がされてございます。「安全でおいしい水の安定供給と良好な水環境の実現」という中でそれぞれ整理されているところになってございます。

次の当局の取組でございますけれども、こうした国、都の動向を踏まえまして、都の人口推計にあわせ、2060年代まで水道需要、施設整備及び財政収支を推計の上、2040年代を視野におおむね20年間の事業運営について検討の上、長期的な事業運営の方針を作成することとしてございます。この方針のもと、5カ年程度の中期経営計画をローリングし、持続可能な財政運営を行っていくとしてございます。

11ページを御覧ください。検討のポイントでございます。このポイントにつきまして、人口や水道需要が減少する中であっても、安定供給のための必要な施設整備を着実に推進し、社会経済情勢に即したお客様サービスの向上を図るとともに、労働力人口の減少に対応しつつ、事業レベルを維持するため、政策連携団体を含む効率的な運営体制を構築することとしまして、その上で、独立採算制のもと、料金水準をできる限り維持し、長期的に持続可能な財政運営を行うことをポイントとして考えてございます。

説明は以上でございます。

(米澤経営改革推進担当課長) では、長期財政収支の見通しを作成する目的について御意見をいただきたいと思いますが、まず、本日御欠席の佐藤委員からの御意見を先に読み上げさせていただきます。

事業の運営方針として、現行の料金水準をできる限り維持するという考え方はわかるが、公営企業の経営として見た場合、料金改定を考えることも必要ではないか。料金改定を前提とすれば、総括原価方式のもとでは企業債の発行限度はないと考えられる。一般会計では収入を操作できないため、地方債を償還していく原資に限度があるが、公営企業会計では企業債の発行を増やしても、その増加分を料金収入の原価に含めて回収することが可能ではないか。一方で料金水準をできる限り維持したいということであれば、企業債の発行水準を定める必要があるのではないか。

この御意見につきまして当局の考え方を御説明いたします。

(平賀主計課長) 独立採算制の趣旨からすれば、企業債の償還を含め、支出と収入が見合った形になるよう原価を料金で回収することは必須と考えてございます。しかし、料金水準をできる限り維持するためには、企業債の発行を適切な規模で行うことに加えまして、支出の抑制、平準化などの取組が求められてございます。この点は一般会計の考え方と類似しているものと考えてございます。

(米澤経営改革推進担当課長) 続きまして、各委員から御意見をお願いいたします。

(大坪委員) ただいま御説明いただいたとおり、重要なことが書かれていると思います。長期財政収支をこのようにして推計されていることが大切だと思いますし、水道局はこれまでもやってこられたとおり、長期を見据えながら 3 年から 5 年ごとの経営改革プランをつくられておりますので、今後もそういったことを継続させてやっていただければと思います。

(平賀主計課長) 今のお話のところでは、当局としても今回初めて長期的な方針をつくるわけですが、今後、将来の人口減少、浄水場の更新時期が集中するなどということを見据えまして、それから、先ほど御説明させていただきましたが、国、都の動向も踏まえまして、改めて長期的視点に立った事業運営方針を策定するとしてございます。一方で、水道事業は膨大なインフラを維持するためのコストを常に意識しなければいけないという特徴がございます。その時々々の状況は大きな財政の影響を受けるということがございます。そういった意味では、長期の事業方針のもとにこれまでもやってございますけれども、3 年から 5 年程度の中期経営計画、財政計画をしっかりと立てて、それでローリングしながら事業運営を行い、持続的な財政運営の観点からもそういう形で進めていきたいと考えてございます。

(石飛部会長) それでは、私から。資料の中にも書かれてあったことで、国の動向ということで水道法が改正されたわけでありまして、施行規則等は紹介されていますが、その上の水道法の本体の条文の第 14 条で、供給規程に定められる料金は能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし——後で水道法を読んでもらえばよいのですが、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとする——ということとちょっと難しい文章が入っています。要するに水道料金というのは、目先の収支バランスだけではなくて、健全な経営を確保することができるというのは、当然これからの施設の更新や人件費も含めた費用がどのぐらいかかるかということを適切に見積もって料金を設定しなさいということが書かれているわけです。

これを今この時期に水道法に入れざるを得なかったというのは、東京都水道局さんはこ

の対象ではないと思うのですけれども、首長さんによっては、選挙区に立候補して公約として水道料金を下げますということが無理やりやるところが出てきて、結局首を絞めてしまうというがあるので、それをある意味抑制する、牽制するために入ったものであって、そのもとに、先ほど紹介があったように、長期の見通しを立てて収支バランスをつくり、公表するという一連のことがあるわけですが、東京都の場合にはそういう悪い状況ではなくてしっかりやっていると。これからもそうだと思います。

料金を極力据え置いていくということはそれでよいと思うのですけれども、今紹介したような法律の精神にのっとってやれば、やはりこれからいろいろな不測の事態が起きる可能性があると思います。何せ今初めて人口減少社会にある。まだ東京都は少し伸びていますが、いずれこれが下がってくるということは、今までの単純延長ではないということと、さらにこれから水道に関連する機器が節水型になってくる。一人一人が使う水の量が減ってきてしまう。また、後で述べますけれども、大口の需要家がどういう動向になってくるかということは今の時点ではなかなか予測できていないものがあるので、先ほど大坪委員がおっしゃったように、長期財政収支の見通しをつくるというのがまず大事だと。あわせてローリングの計画をしっかりつくって修正をしていって、いつでも経営的に安定しているということが持続できる事業経営をしていくということは非常に大事だと思いますので、その意味からも今回の作業は非常に意味があり、また重要なものだと考えております。

(米澤経営改革推進担当課長) よろしければ、次の議題に移りたいと思います。

では議題の 2 つ目、「目標設定に活用する経営指標」でございます。まず当局から資料の説明をさせていただきます。資料はスライドの 12 ページから 17 ページまででございます。

(平賀主計課長) それでは 12 ページを御覧ください。検討の趣旨でございますけれども、長期財政収支の見通しの作成に当たりましては、企業債の発行規模、投資水準などの妥当性を判断するために数値目標を設定するのが必要なことと考えてございます。これまでの検討会議においても様々な意見、助言をいただきましたけれども、この部会においても、他の水道事業体の状況等も踏まえて、目標設定に活用できるような経営指標、あるいは数値目標について改めて御議論いただきたいという中身でございます。

次の (2) で他の水道事業体の状況をまとめてございますけれども、ほかのところでは、まず公営企業におきましては、資金不足比率を除きまして、法令等で規定されている経営指標、あるいは数値目標は特になくということ、具体的な数値目標が定められていない状況でございます。このため、各事業体では経営計画を策定する際にも独自の目標設定を行ってございますけれども、多くの大規模事業体で行っているのが、企業債残高の削減、

あるいは企業債に関する目標を設定しているのが多く見られてございます。また、横浜市の水道料金のあり方審議会でも企業債の活用の考え方が議論されてございまして、自己財源以外には企業債がほぼ唯一の財源調達的手段となる水道事業においては企業債に関する経営指標は極めて重要と言われてございます。

13 ページを御覧ください。では、企業債以外の経営目標はどういうことかということですが、すけれども、ほかでは企業債以外ということで設定しているのは、経常収支比率、あるいは自己資本構成比率などが代表的な経営指標として掲げられてございます。あと総務省の方も経営戦略策定・改定マニュアルでは目標設定に当たりまして様々な指標が例示されてございます。ただ、これはあくまで例示ということで、各団体の状況、実情等を勘案して適切に設定することということを示されてございます。記載はございませんが、水道事業についても日水協がいろいろなガイドラインを出しているということで、当局についてもこれまで経営計画の策定の際には同様の取組をしながらできるだけわかりやすい指標を活用しながら進めている状況にございます。

(4) の当局における料金改定の経緯でございすけれども、うちの料金改定の経緯につきましては累積の資金不足の解消を目的としてこれまで行ってきてございます。この経緯などを踏まえてみますと、累積資金の収支均衡が長期財政収支の見通しの作成に当たっても前提になる考え方ではないかと考えてございます。

次に、(5) の長期財政収支の見通しにおける目標設定ということで、具体的に言いますと、前回の検討会議では、給水収益に対する元利償還金の割合が 20 から 25%までは企業債の発行可能と考えられると。その割合に達した場合は料金水準を見直す必要があるという考え方を御提示させていただきながら御議論させていただいてございます。

14 ページの下の方になりますけれども、この考え方を改めて整理させていただきますと、まず一般会計と公営企業会計は違うところでございすが、一般会計につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、企業債に係る健全化判断比率として実質公債費比率、将来負担比率が規定されてございます。

15 ページになりますけれども、この実質公債費比率が 25%以上となった場合、早期健全化基準に該当することとなり、18%以上になった場合には起債の発行に当たりまして国の許可が必要となると。また、将来負担比率が 400%以上となった場合には早期健全化基準に該当するということになってございます。これらは公営企業に置きかえて見ても、毎年度の資金繰りの観点や将来の負担の観点から財政状況を判断するものでございまして、公営企業においても同様の観点から財政状況を判断するというのも重要なことではないかと考えてございます。

これに加えまして、ほかの大規模事業体の状況も踏まえて検討いたしますと、これまでの会議でお示ししたとおり、給水収益に対する企業債元利償還金の割合の数値目標を

20%から 25%にすることについては一定の合理性があるものと考えてございますけれども、将来の料金収入の減少を踏まえますと、下の 20%を 1 つの目標として考えるのが妥当ではないかと考えてございます。また、企業債割合についてはおおむね 300%を 1 つの目標と考えるということで考えてございます。

それから、もう 1 つ、長期の財政収支の目標に加えまして、16 ページでございましてけれども、短期、中期の目標も必要かと考えてございます。これは当局では、先ほど出てございますけれども、計画、毎年度の決算において流動比率などの経営指標に着目しながら、経常収支比率、あるいは自己資本構成比率などを目標設定としてさせていただいてございます。これらの経営指標につきましては引き続き活用し、健全な財政運営を行っていく上ではこれが 1 つ有用なことと考えてございます。

17 ページでございまして。検討のポイントでございましてけれども、財政収支の見通しと短期、中期の目標に活用する指標をそれぞれ整理してございましてけれども、長期の財政収支の見通しにおきましては、給水収益に対する企業債の元利償還金割合を 20%の目標として、中期、短期におきましては、これまで活用してきた指標を引き続き活用しながら全体として健全な財政を行っていくというのがポイントになろうかと考えてございます。

説明については以上です。

(米澤経営改革推進担当課長) では、目標設定に活用する経営指標について御意見をいただきたいと思いますが、まず本日御欠席の佐藤委員からの御意見を先に読み上げさせていただきます。

短期、中期の目標設定に経営指標を活用することは重要だが、わかりやすさの観点からすると、余り経営指標の数が多過ぎることは好ましくないもので、絞り込むことも重要である。

この御意見につきまして当局の考え方を御説明いたします。

(平賀主計課長) 先ほど説明させていただいておりますけれども、当局では、中期経営計画において目標設定、あと決算の際にも、総務省の経営比較分析表、日本水道協会の水道事業ガイドラインなど様々な指標を用いて財政状況を分析しながら公表してございます。それを財政運営に活用している状況にございます。今後もこういったことはやっていくということで考えてございましてけれども、佐藤委員からの御指摘のとおり、余り多くてもわかりにくいということもございまして、そのほかにも活用できる指標などについても今検討を行ってございまして、これにつきましては具体的に整理をいたしまして、第 2 回の検討部会に提示させていただいて御議論いただきたいと考えてございます。

(米澤経営改革推進担当課長) 続きまして、各委員から御意見をお願いいたします。

(大坪委員) ここに記載してありますとおり、長期の累積資金の収支や、企業債の元利償還金割合や、経常収支比率といったところがメインになると思います。まず企業債については、自治体として財政健全化法の規制もありますので、水道事業においても実質公債費比率の指標は参考にすることとなると思います。資金収支は水道局さんでこれまでも意識されてやってこられたと思いますけれども、今後も長期はもちろん、短期と中期計画においても経常収支が均衡するように続けていただきたいと思います。

(平賀主計課長) 今、委員からお話があったように、まずは企業債のところと資金の不具合がないようにということのをベースに考えまして、そのほかについても、それを補強するような形でわかりやすいところを整理いたしましてまた御議論いただきたいと考えてございます。

(石飛部会長) 指標の設定に関してはここに説明されたことで適切であると私も思います。大事なのは、佐藤委員からもご指摘がありましたように、なるべくわかりやすく説明をするために指標を絞り込むことは大事だと思います。それは都議会の議員の皆さんにも御理解いただく必要がありますし、何よりも都民にこれからの水道が健全な経営ができるかどうかということ、この指標である意味健康診断で言う血圧のようなものだとということで健全状況が測れるというものがあるって、それがこのレベルの目標だから大丈夫なのですよということを経験面でもなるべくわかりやすく丁寧に説明できるようにしていただくというのが今回の改正水道法の目的でもありますので、その点ぜひお願いしたいということ。

それから、経営面の説明があったのですが、一方で、後でも出てきますけれども、施設整備における目標もある意味支出の面では非常に直結するものでもありますので、その目標もまた今までの検討会議でも議論されてきたと思いますけれども、それもこういう理由があってこれだけの施設の整備、更新が必要なのだというのもぜひわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

(平賀主計課長) 施設整備に関しましてですが、これまでも検討会議では整備の考え方を示させていただいて、年次ごとに、例えば小管の更新は年に 280km ベースで補修を進める。あるいは配水本管については年 22km をやる。これから注目されます浄水場の更新に関して、例えば東村山浄水場については 2030 年代、金町については 2050 年代に着手する。こういったことをきちんと目標などの形で設定させていただく。あるいはこれまでも耐震継手化率などを年代の目標として定めてございますので、そういった施設整備についても、料金収入が減って起債を使いながらやるのだけれども、一方で整備はきちんとやるということを目標として示させていただきたいと考えてございます。



もう 1 つが、長期になってわからないところは気候変動などもございますが、これまでの検討の中でも、多摩川の水質の状況を考えると、どこかでは例えば多摩川水系へも高度浄水の導入を検討する必要があると御議論いただいているところで、それがわかりやすく、どういう状況になったらそういうものに着手した方がよいなどというの、定性的にはなりつつも、課題の 1 つとしてお示しするというのも考えていこうと考えてございます。

(米澤経営改革推進担当課長) 御意見ありがとうございます。よろしければ、次の議題に移らせていただきます。

議題の 3 つ目、「作成に当たっての前提条件」でございます。まず当局から資料の説明をさせていただきます。資料はスライドの 18 ページから 26 ページまででございます。

(平賀主計課長) まず検討の趣旨でございますけれども、長期財政収支の見通しを作成する上では、給水収益の推計の方法、企業債の充当率など前提条件の設定方法によりましてその結果が大きく異なってくる形になります。このため、今回の検討部会におきましてはその前提条件の妥当性について御議論いただきたいと思います。

(2) のまず給水収益でございます。18 ページから 20 ページまで推計の考え方を記載してございますが、ポイントとなる点を説明させていただきますと、19 ページでございます。人口推計を反映させる口径、それからほかの推計をする口径が出てくるかと考えてございまして、まず口径ごと、小口径、中口径、大口径と分けてございまして、それに対して用途がどういうことに使っているかということの中ほどに示させていただいてございます。生活用水、あと都市活動用水と工業用水と分けてございまして、傾向を見ますと、小口径の生活用水が 89.1%ということで、おおむねここが人口推計の影響が大きく出るところかと考えてございます。そのほかは、一定程度影響は受けるにしても、どちらかというと都市活動の用水や工場用水ということで、産業的な要素などそういったところで推計するのがよいのかなと考えてございます。

それをまとめたのが 21 ページになってございます。表の中で、小口径の 20 m<sup>3</sup>以下のところにつきましては、先ほどのところでいきますとやはり一番影響を受けるということで、これにつきましては人口推計の増減率により推計いたします。そのほかのところにつきましては、過去 10 年間の実績に基づく推計という形でまずは推計いたしまして、その調定件数、調定水量に基づきまして口径ごと、水量区画ごとに単価を乗じて最終的な給水収益の推計値を算出するという形で推計していきたいと考えてございます。

次の企業債でございます。まず充当率につきましては、前回提示したのと同じく起債対象となる建設改良費の 50%に充当するものとして推計するというので、22 ページになりますが、償還期間につきましては、現在、財政融資資金債は 40 年、あと市場公募債は

10年ということで、10年の方は3回借換えを行っているというのが基本的な考え方として現在やってございますので同様の条件で推計したいと考えてございます。

あとは、現在、その比率については3対7となっておりますけれども、現在、市場公募債を推進している状況もございますので、今回はその割合につきまして2対8で推計していきたいと考えてございます。

それから、利率でございますけれども、利率につきましては、これまでの実績などを踏まえまして、長期的な推計が出てございませんが、若干上目ということで1.5%と推計することとしてございます。

それから23ページですが、借換え抑制というものもこれまでやってございまして、今年度の負担軽減の観点からやってございますけれども、各年度、これから収支を弾く際に財政状況を踏まえまして、借換えが可能な場合にはそれを実施するというところで推計していきたいと考えてございます。

その他の財源といたしましては、大きく言うと国庫補助金がございますが、現状として更新などについては国庫補助金が対象になっていないという状況はございますが、これまでも当局としてはほかの事業者とも協力しながら国に対して対象の拡充を要望してきてございますが、これについて推計はできませんが、引き続き要望していきたいと考えてございます。

続きまして、支出でございますが、まず施設整備でございますけれども、第5回の検討会議でお示したように、浄水場の更新期間の平準化、管路の供用年数の延長も含めまして更新するという形で、これまで御議論いただいた中身で推計いたします。今後の工事コストについては変動を見込まないことといたします。

次に、スマートメータの関係の経費でございますけれども、これについては現行1万5,000円程度ですけれども、今後、導入の拡大を推し進めていくことを踏まえまして低減していくものと見込んで推計していきたいと考えてございます。具体的には、2030年代には1個当たり1万5,000円が5,000円程度、その以降、2040年代となると大分入ってくるということを考えますと、3,000円程度で推計してよいのではないかと考えてございます。

次に、環境対策に係る経費でございますけれども、今後10年間でCO<sub>2</sub>の削減義務量が35%まで強化される見込みになってございますので、これに対しまして毎年度一定額を要するというこれはこれまでの実績に基づいて推計していきたいと考えてございます。

そのほか、政策連携団体への業務移転、調定水量の増減など、それからスマートメータ導入に伴う経費の縮減なども見込みながら推計していきたいと考えてございます。

26ページになりますが、物価、賃金等の変動でございますけれども、これにつきましては金利と同様に長期の動向が一般的には公表されていないところがございます、しかし、今後、労働力人口の減少に伴う賃金の上昇も考えられる一方で、外国人労働者の増加によ

る上昇の抑制の可能性もあるなど、長期の動向が不透明というところがございますので変動は見込まないことといたして考えてございます。

検討のポイントでございますが、収入、支出の算出方法の妥当性や物価や賃金、工事コストの変動を見込まないことの妥当性、あるいは国庫補助金のあり方についてもポイントになるかと考えてございます。

説明については以上です。

(米澤経営改革推進担当課長) では、「作成に当たっての前提条件」について御意見をいただきたいと思いますが、まず本日御欠席の佐藤委員からの御意見を先に読み上げさせていただきます。

長期財政収支の見通しの前提条件として企業債利率を 1.5%と設定することは問題ないとする。また、財政学においては企業債の発行を抑制する必要はなく、借換えを継続すればよいとの考え方もあるが、経営学ではできる限り企業債の発行を減らした方がよいという考え方である。よって、企業債の充当率について世代間負担の公平性の観点から 50%と設定することには一定の合理性があるものとするが、実際の企業債の発行に当たっては充当率を 50%とすることにこだわることなく、その時々々の財政状況を勘案して柔軟に対応すべきである。

この御意見につきまして当局の考え方を御説明いたします。

(平賀主計課長) 企業債については、拡張期については将来の料金収入の増加を前提とした投資ということで考えて賄ってきたわけですが、今後、更新期においては、現在世代と将来世代の公平性も考えながら、企業債と料金を一定程度の割合で分担することは適当ということで 50%に推計していきたいと考えてございます。

もう 1 つが、実際の企業債の発行に当たりましては、その時々々の財政状況を見まして充当率を変えたり、あるいは企業債の借換え抑制もこれまでも進めてきてございます。今回の推計におきましては充当率を一定で置きますけれども、借換えについては財政状況を推計した上でやっていきたいと考えてございますし、実際の今度の中期、短期のところについてはより詳細に推計できますので、そのときには充当率などについてもその時々々の財政状況に応じた発行規模と見直しながらやっていくことが必要と考えてございます。

(米澤経営改革推進担当課長) 続きまして、各委員から御意見を願います。

(大坪委員) まず長期の財政収支の見通しについて、金利や物価の変動などによるコスト増を見込むのと見込まないのと両方あると思いますけれども、長期において見込まないということであれば、5年ごとの見直しの中で反映させていくことになるかと思えます。

あと、給水収益に関しては今のところこれまでの過去の実績で推計されているのですが、実際都心でタワーマンションの増加などによって今後も小口の需要が増えていくと思います。また、節水機器など節水意識も高まっていますので、そういった点でも小口の中でも量自体がどんどん減っていく可能性が高いと思いますので、こうした点も中期的な計画の中で織り込んでいく必要があると思います。

(平賀主計課長) 今お話しいただいたように、長期で見込むというのが非常に厳しいところがありますので、その部分についてはきちっと短期のところでは修正しながら、それを踏まえた財政を組むという形で対応させていただきたいと考えてございます。

(石飛部会長) では私から。先ほどの資料の順で幾つかコメントと確認をしたいのですが、まず 19 ページの口径別の考え方はそのとおりだと思います。生活用水については今大坪委員がおっしゃったとおりだと思いますし、御回答のとおりでよいと思います。都市活動用水と工場用水はトレンドをとるしかないということは長期財政収支の場合にはやむを得ないと思うのですが、経済情勢ほどよくわからないことはないのも、特に都内に立地している大工場もありますし、また中小零細の工場もあって、それが今の米中貿易摩擦などでもろに影響を受けることがあり得るわけでありますので、これを長期に見通すのは不可能であることはわかりますけれども、やはり短期的に見て増減が結構大きいとなると影響が大きいので、それはよくウォッチしながら中期的に短期的に見直していくことは重要なことだろうと思っております。

それから、それに関してですが、20 ページに中口径の群の水量区画別調定水量の推移というのがあるのですが、水量が、このグラフを見ると、減少後、横ばい傾向と言えるのか、まだだらだらと下がっているような傾向もあるようにも思いますので、この時点で推計するのは対数近似曲線でのよいのではないかと思いますけれども、先ほどのような要因によって過去とは違うトレンドを示してくるのであれば、それはそれで見直しをする必要があるのではないかと思います。

それから、企業債の充当率、これは 21 ページになります。50%の設定に関して、これも大坪委員からの御指摘があったとおりだと思いますけれども、世代間の負担の公平性だけを言うと、今の世代よりももっと将来の世代の方が人口は少なくなって 1 人当たりの負担が大きくなるので、そうすると、50%は後送りし過ぎではないと言われるので、これだけではなくて、将来の需要などいろいろなことを考慮して今 50%が妥当と言っておいた方が将来世代からの批判が少し和らぐと思いますので、そのように記述しておけばそれはそれでよいと思いますし、今後ここは柔軟に見直していくということも書かれていますし、先ほどの御回答のとおりでよいと思います。

それから、先ほどの施設整備の関係にもあるのですが、気候変動の状況で富栄養

化が進んで多摩川水系にも高度浄水施設を導入するという事は、それはそれでよいと思いますけれども、もう 1 つ、これもまた非常に予測不可能なのですけれども、水質ではなくて水量的な面は、今度八ッ場ダムも完成すればほぼ大丈夫だとは思いますが、これは今トレンドに入れるというよりも、リスクとしてどうしてもあり得るということでの対応はこの収支とは別によく考えておく必要がある。場合によっては本当に水系間での融通をする、また事業体間の融通をしていくことを関東全体で考えていくということも、来年のオリンピックは多分大丈夫だとは思いますが、それ以後のことはなかなかわからないということがあろうかと思えます。

それから、これも不測の事態として長期の収支見通しとは別にいろいろお考えになって想定されていると思えますけれども、首都直下地震が起きたときにどのぐらいの被害が出るかというのは多分水道の被害も想定されていると思えます。それを復旧するときに、この場合には国庫補助は当てにしてよいと思うのですが、といっても、やはり自己負担の分がどうしても出てくる。こういう被害の大きさの場合には多額の復旧費がかかり、短期的にすごく大きなコストが上がってきますけれども、それはなかなか平準化するわけにはいかないので大きなコストとしてはね返ってくるので、これとは別にそういうケーススタディは当然おやりになっていると思えますけれども、何か問われた場合にはこういうことでの試算をやっておりますということも用意しておくことは決して無駄ではないと考えたところでございます。

それから、環境対策に係る経費で、これは 1 つお考えを伺いたいのですけれども、今まで第 2 計画期間で 0.3 ポイント削減量を上昇されると。これを、今後 1.8 ポイントということで単純に 6 倍の経費ということで、それはその下の説明で「投資額に比例すると仮定した」、仮定の仕方は理解できるのですが、「環境対策に係る新技術の導入などを考慮していないことから、実際の投資額は低減することが見込まれるが」というところがわかりにくいので、どういうことか少し解説をしていただきたいということと、今までの地球温暖化対策の経費の見積もりは政府の中でも相当大議論があって、これが正しいというのはなかなか言えないのですけれども、とにかく言われるのは、今まで例えば 5%削減することとさらにこれから 5%削減するときのコストは、これからの削減コストの方が上がってきてしまうことはまず間違いないと。それは省エネ対策でも本当に微に入り細に入りやるということは非常に技術革新を伴わなければいけないということ、それから新技術の導入にも相当なコストがかかるということの反映だと思うのです。そういうことが言われているのですけれども、ここで単純に 6 倍と見積もったことが本当に大丈夫かということについて御説明が対外的に必要なのではないかと思うのですけれども、最後の点だけもし可能であれば教えてください。

(平賀主計課長) 言われるようになかなか難しいのですが、今のお話をお伺いして、

もう一度整理して、第 2 回のときに何パターンか用意してお話しさせていただいた方がよいかなど。現状のこれまでの実績ベースでいくと、あるいは 1 つのプラスアルファの考え方がどこから導き出せるかというのはありますけれども、それだとどういったという形で、ここはうちの中でもなかなか議論が進まないところですので、第 2 回のときにそこをシミュレーションさせていただいてお話しさせていただくようにしたいと考えてございます。

(石飛部会長) よろしくお願ひします。

(米澤経営改革推進担当課長) 御意見ありがとうございました。

本日予定していた議題は以上となります。

最後に全体を通じて何か御発言はありますでしょうか。——よろしいようであれば、石飛部会長に本日の会議のまとめをお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。

(石飛部会長) 御欠席の佐藤委員からも、また大坪委員からも非常に重要な御指摘があったと思いますので、大筋は、これからの作業を進める上での前提条件等は的確に把握され設定されていると思いますが、先ほどの環境対策のことも含めて幾つか御指摘申し上げたことについては、ぜひこれから検討した上で第 2 回の検討部会で取りまとめたものをお出ししていただいて議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

### 3 閉会

(米澤経営改革推進担当課長) 部会長、ありがとうございました。また本日は長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

最後に、今後の予定でございますが、第 2 回の会議の開催を今月の 21 日に予定してございます。第 2 回の会議では本日いただいた御意見を踏まえて長期財政収支の見通しをお示しし、御議論いただく予定でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。